

食品安全委員会（第668回会合）議事概要

日 時:平成29年10月3日(火) 14:00~14:35

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者:報道 0名、行政機関 3名、一般 6名

議事概要

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんごの検体の改定

→厚生労働省から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 3品目
[1] アシノナピル [2] テトラニリプロール
[3] ランコトリオンナトリウム塩
- ・動物用医薬品 1品目
モネパンテル

→厚生労働省から説明。

農薬「アシノナピル」「テトラニリプロール」「ランコトリオンナトリウム塩」について、農薬専門調査会で審議することとなった。

動物用医薬品「モネパネル」について、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「トリフルメゾピリム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「トリフルメゾピリムの一日摂取許容量(ADI)を0.032 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を1 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知されることとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON87403系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知されることとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON87403系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知されることとなった。

（４）平成２９年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題（案）について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

平成２９年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題について、案のとおり決定された。

（５）その他（食品安全委員会専門委員の改選について）

→事務局から食品安全委員会専門委員の改選について報告された。